

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 人権擁護運動

第六節 国民救援会の活動

五三年における国民救援会の活動は松川事件を始めとする各種弾圧事件の救援運動、中国人俘虜殉難者遺骨送還運動、水害救援活動、在華同胞帰国運動等の広汎な面にわたり、これらを通じて総評その他の民主団体との統一行動が組織され、五二年十一月の第七回大会で決定された「国民のなかにある互にたすけ合うという気持を素直に育て、発展させる国民運動」の方針が実行された。

松川事件については救援運動の推進役としてその全組織をあげてこれにあたり、五三年八月の二七回中央委員会では当初予定されていた十一月五日の判決日迄の二月間を松川、三鷹救援月間として控訴審最後の努力をつくした。二八回中央委員会は十一月二日、二三日の両日にわたって東京で開かれたが、その席上松川救援運動について要旨次の様な中央本部の報告が行われた。まず運動発展の原因として、一、獄内被告の四年にわたる血のにじむ努力、二、被告家族と保釈被告の全国にわたる遊説運動、三、弁護団、松川対策委員会、松川対策東北地方協議会、国民救援会福島県本部の献身的活動、四、国内からの援助、とくに中国人民と在華同胞からの精神的物質的援助、五、共同調査団の活動、六、人権民報、社会タイムス、アカハタ、各労組機関紙の系統的宣伝、七、雑誌、一般新聞がとりあげたこと、文化人の努力の七項をあげ、運動の欠陥として一、署名運動ののびなやみ、二、地域的な問題との結合の不十分、三、松川公正裁判要請という同一目的の下に結集した大衆の組織化の不十分等が指摘された。

在華同胞帰国運動については五三年一月六日の常任委員会で日中友好協会、平和連絡会、日本赤十字社の三団体を支持して運動に協力するために 一、三団体代表に対する全面的協力、二、留守家族の生活擁護、帰国者の生活を守ること、三、軍事思想調査反対、四、政府に帰国者名簿を公表させること、の四項が決定され、帰国者の生活の手引として機関紙人権民報号外を三回にわたって発行して帰国者に配布し、帰国協力会に加盟して各地の帰国者の受入生活擁護の事業に協力した。

五三年六月から九月にかけての風水害で九州、南近畿、京都等は激甚な被害を蒙ったが、六月下旬の中央常任委員会は直ちに西日本水害対策委員会の設立と救援カンパを全国に訴えた。七月五日には中央本部から総評に対して救援活動についての統一を申入れ、七月二十九日には総評と共同して衆議院会館で「水害救援並びに復興懇談会」を開催し、やがて中央に民主団体水害対策委員会準備会を結成し、中国人民救済総会からの救援金約一七〇〇万、世界労連からの救援金約五〇〇万を始めとし、全国からの救援金を基金にして救援運動を起した。一〇月二七日には総評本部の提唱で水害復興国民会議が結成されたが、国民救援会はこの組織に全面的に協力した。

戦時中、四四年から四五年にかけて数万の中国人俘虜が国内で強制労働に服役させられたが、その中、約七〇〇〇名が酷使と虐殺、栄養失調等で死亡しており、就中秋田県花岡鉱山では蜂起して大量虐殺された中国人の遺骨が放置されていた。国民救援会は総評等の民主団体と共に遺骨掘出しと慰霊の仕事に着手した。難波英夫副委員長が第一回在華同胞帰国船白山丸の乗船代表として中国に赴いた際に中国側で在日華僑の帰国と共に遺骨の送還についても強い関心のあることを知り、帰国後の遺骨の所在調査と掘出しの仕事に従事して来たが、漸く七月に入って花岡等の五六〇体にのぼる遺骨の捧持団が組織され、難波副委員長はその秘書長として七月八日に中国に渡船し、塘沽港で中国側代表に遺骨を手渡し、その後も五三年中に二回にわたって北海道、神奈川、栃木、新潟、静岡、長野等の遺骨七八〇体が送還された。

五三年度の全国大会は松川事件の関係で開催されず五四年に持越されることになり、五四年二月二七・二八日、三月一日の三日間にわたり、東京で第八回全国大会が開かれた。大会は生活を守る分科会、人権を守る分科会に分れて討論が行われ、運動方針の決定と同時に規約改正を行った。新規約の第一章、第二章は次の通りである。

(日本国民救援会規約)

第一章 総則

第一条 この会は日本国民救援会といい、中央本部を東京都におきます。

第二章 目的と事業

第二条 この会は人種、信条、性格または職業の如何を問わず会員同志互いに助け合う事を基本とし、人としての生活と権利を守り、大衆のために犠牲となった人やその家族、ならびにあらゆる災害による被害者の救援を目的とします。

第三条 この会は前条の目的を達成するためにつきのような事業を行います。
一、町や村や職場などあらゆるところにおこる人権じゅうりんや基準法無視に対して広く訴え解決をはかります。

二、貧困者や身体障害者、未亡人、孤児、身寄りのない老人、職場病、結核患者などを苦しみから救うために、社会福祉法や社会保障制度の改善と完全な実施を要求したり、労働者、農民、教育家、医師、社会事業団体などと共に広く運動をすすめます。

三、借地借家税金問題などに対しては、弁護士、計理士らと協力し、またそれぞれの組合や団体と助け合って解決をはかります。

四、風水害、地震、火事、早バツなどの災害に対しては、広く国民の救援運動をおこし、その補償を自治体や政府に要求します。

五、無実の罪や不当の刑罰に苦しんでいる人たちおよびその家族に対しては、実情を調査し、広く訴えて救援します。

六、労働運動、農民運動、その他社会運動に対する弾圧に反対して、その犠牲者を救援し、警察、検察庁、裁判所、刑務所、その他官公吏の職権濫用に対しては広く抗議運動をおこしてやめさせます。

七、機関紙その他宣伝物を印刷発行し、幻燈、映画等の製作や配給、講習会、映画会などを開きます。

八、診療所、托児所、保育所などの施設をつくり、助け合い運動をひろめます。

九、国際的な情報と連絡および相互の助け合いなどをします。

一〇、その他この会の目的達成に必要なことをします。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
